

奈良線第2期複線化事業（ＪＲ藤森～宇治・新田～城陽・山城多賀～玉水間複線化）に係る環境保全措置等の報告書に対する環境大臣意見

奈良線第2期複線化事業（ＪＲ藤森～宇治・新田～城陽・山城多賀～玉水間複線化）は、西日本旅客鉄道株式会社が、奈良線において単線区間が介在することによる運行の安定性が低いこと等の課題に対応するため、ＪＲ藤森から宇治まで、新田から城陽まで及び山城多賀から玉水までの間を複線化し、2023年（令和5年）3月18日から供用を開始しているものである。

本事業に係る環境影響評価書について、環境省は2015年（平成27年）12月18日に国土交通大臣に対して環境大臣意見を提出した。環境大臣意見においては、複線化による列車速度の向上、列車のすれ違い並びに線路の沿線住居、学校及び病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）への近接により、沿線住居等への騒音及び振動の影響が懸念されることから、住居等保全対象への影響を回避・低減すること等に言及している。

本報告書によると、本事業者は、環境影響評価書に対する環境大臣意見及び近畿運輸局長意見を踏まえた環境保全措置を講ずるとともに、予測の不確実性は小さいが、沿線住民の生活環境に密接に関係することから、列車走行に伴う騒音及び振動の事後調査を実施したところである。事後調査の結果、環境保全措置の効果は認められたものの、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」（平成7年12月20日、環大一第174号）の指針に適合していない箇所が確認された。今後、引き続き列車走行に伴う騒音の回避・低減に努めるとともに、関係機関と協議の上、追加の環境保全措置を検討し、その結果について公表することとされている。これにより、環境保全措置の効果等に係る知見が蓄積され、今後、類似の事業特性又は地域特性を有する事業の環境影響評価にも資するものとなると考えられる。

以上を踏まえれば、本事業者は、環境影響評価書の提出以降において、環境影響評価手続の趣旨を踏まえて本事業の実施による周辺環境への影響の回避・低減を図っていると考えられるが、以下の取組により更なる環境への配慮が期待される。

1. 総論

本報告書では、事後調査により判明した環境の状況に応じて、今後、関係機関と協議の上、追加の環境保全措置を検討することとし、別途、その結果について公表することとされている。このため、今後の環境保全措置の検討等の実施に当たっては、以下の措置を講ずることが望まれる。

ア これまでの調査結果を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討し、検討により必要と判断された措置を講ずること。また、検

討の過程や対応方針、実施の内容等を適切に公表するなど、透明性を確保すること。

- イ 環境保全措置の効果や不確実性の程度等、類似の事業特性又は地域特性を有する事業の環境影響評価に資する知見が得られた場合には、その内容を積極的に公表すること。

2. 各論

○列車走行に伴う騒音及び振動について

- ア 列車走行に伴う騒音について、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」も活用して環境保全措置を検討し、検討により必要と判断された措置を講ずること。

- イ 環境保全措置として、レール頭面の平滑性の維持、レールの歪み直し、道床バラストの締固め・補充、車輪転削等が実施されたところであるが、経年変化により騒音及び振動の低減効果は失われていくことが想定される。低減効果を維持するため、引き続き、線路及び車両の適切な維持管理を実施し、列車走行に伴う騒音及び振動に係る環境影響の低減に努めること。